

ITER ブランケット遠隔保守機器の
上位制御システム構成部品の試作

Prototyping of High Level Control System Components of
ITER Blanket Remote Handling System

仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 遠隔保守機器開発グループ

目次

1 一般仕様	2
1.1 件名	2
1.2 目的及び概要	2
1.3 契約範囲.....	2
1.4 納入場所及び納入条件	2
1.5 納期	2
1.6 納入物件.....	2
1.7 検査条件.....	3
1.8 支給品	3
1.9 貸与品	3
1.10 適用法規.....	4
1.11 知的財産権等.....	4
1.12 機密保持.....	4
1.13 グリーン購入法の推進.....	4
1.14 協議.....	4
2 技術仕様	5
2.1 実施内容.....	5
2.1.1 上位制御システム構成部品の機能.....	5
2.1.2 試作構成部品の動作試験.....	6
2.2 VR シミュレータの仕様	6

別紙 1: 知的財産権特約条項

1 一般仕様

1.1 件名

ITER ブランケット遠隔保守機器の上位制御システム構成部品の試作

1.2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）では、ITER ブランケット遠隔保守システム（ITER Blanket Remote Handling System、以下「BRHS」という。）の調達を担当しており、BRHSには機器を操作するための制御システムも調達範囲に含まれる。

このBRHSの制御系のうち、運転員の監視操作インターフェースを有する上位制御システムに対するITER機構からの要件として、ブランケット遠隔保守タスクを計画立案するために、フローチャート形式でのサブタスク作成機能及びバーチャルリアリティ（以下「VR」という。）を用いて機器の動作を模擬する機能の実現が求められている。

本件では、当該機能の仕様明確化とその実現方式の確認を目的として、上位制御システム構成部品の機能仕様開発と当該構成部品の試作及び試験を実施するものである。

1.3 契約範囲

ITER ブランケット遠隔保守機器の上位制御システム構成部品の試作 1式

1.4 納入場所及び納入条件

1.6項に示す納入物件を以下の納入場所及び納入条件で納入すること。

(1) 納入場所

〒311-0193 茨城県那珂市向山 801 番地 1

量研 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER 研究開発棟 R134 室

(2) 納入条件

持ち込み渡し

1.5 納期

令和 7 年 3 月 14 日

1.6 納入物件

(1) 提出図書

図書名	提出時期	部数	確認
体制表及び工程表	契約後速やかに	1 部	不要
実施計画書	設計作業の開始前	1 部	要
打合せ議事録	打合せ後 2 週間以内	1 部	不要
機能仕様書	試作開始 2 週間前	1 部	要
試験報告書	納入時	1 部	不要

再委託承諾願 (量研指定様式)	作業開始 2 週間前 ※下請負等がある場合に提出のこと	1 部	要
--------------------	--------------------------------	-----	---

- ※ 提出図書は紙媒体で提出すること。
 - ※ 提出図書の電子ファイルを CD-R 等の媒体に記録して納入時に提出すること。
 - ※ 量研は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受領しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、確認したものとする。
- ただし、「再委託承諾願」は、量研の確認後、書面にて回答するものとする。

(2) ハードウェア

上位制御システム構成部品がインストールされた PC : 一式
(電源ケーブル、モニター、キーボード、マウス、VR シミュレータとの接続用イーサネットケーブルも含む)

1.7 検査条件

1.6 項に示す納入物件の確認及び 1.9 項に示す貸与品の返却並びに量研が本仕様書に定める業務が実施されたと認めたことをもって、検査合格とする。

1.8 支給品

(1) 支給物件

- ビークルマニピュレータ及び炉内構造物の CAD モデル及び関節剛性 : 1 式
- VR シミュレータとのインターフェース仕様書 : 1 式
- ブランケット遠隔保守タスクのシナリオ : 2 件

(2) 支給時期

支給時期については、契約締結後、量研と協議の上、決定することとする。

1.9 貸与品

(1) 貸与物件

- RH Core System : 1 式
(ITER 機構指定の OS。CODAC Core System と Red Hat Enterprise Linux を含む。)
- VR シミュレータ PC : 1 式
(計算機本体の他、電源ケーブル、モニター、映像出力用ケーブル、キーボード、マウスの付属品を含む。計算機本体には、ITER 機構指定の VR シミュレータである VR4Robots、ビークルマニピュレータ及び炉内構造物の VR モデル、上位制御システム構成部品との API を含む。)
- ジョイスティック : 1 式

(2) 貸与時期

貸与時期については、契約締結後、量研と協議の上、決定することとする。

(3) 貸与方法

VR シミュレータ PC 及びジョイスティックは、量研 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER 研究開発棟 R110 室にて貸与する。梱包及び運送は受注者にて実施すること。また、貸与品は受注者もしくは再委託先の社内のみで使用すること。

1.10 適用法規

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 日本産業規格 (JIS)
- (4) 日本電機工業会標準基準 (JEM)
- (5) 日本電線工業会規格 (JCS)
- (6) 電気設備技術基準

1.11 知的財産権等

知的財産等については、別紙1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.12 機密保持

- (1) 技術情報の取扱い

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による量研の承認を得なければならないものとする。量研が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要がある場合は、量研と受注者協議の上、決定するものとする。

- (2) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとするときは、あらかじめ書面による量研の承認を得なければならないものとする。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.14 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議の上、その決定に従うものとする。

2 技術仕様

2.1 実施内容

受注者は、以下の作業を実施すること。

- (1) 上位制御システム構成部品の機能仕様開発及び試作
- (2) VR シミュレータ PC と接続した試作構成部品の動作試験

2.1.1 上位制御システム構成部品の機能

受注者は、以下の上位制御システム構成部品について機能仕様開発及び試作を実施すること。

また、試作に着手する 2 週間前までに機能仕様書を量研に提出し、確認を受けてから試作に着手すること。

(1) Operation Management System (以下「OMS」という。)

OMS は以下の機能を持つこと。

- (a) フローチャートによるサブタスク作成
 - ▶ 本機能は ITER 機構指定の CS-Studio を使用すること。
 - ▶ フローチャートでは、順次実行・条件分岐・繰り返しの処理を含むこと。
- (b) エディタによるメソッド作成
- (c) サブタスクの実行（下位制御系エミュレータへの STEP 送信）
- (d) データベースメンテナンス
- (e) VR シミュレータへのモデルロード指令
- (f) VR シミュレータへの遮蔽ブロック把持指令
- (g) VR シミュレータへの動画撮影開始及び終了指令
- (h) モデル座標設定

(2) 下位制御系エミュレータ

下位制御系エミュレータは以下の機能を持つこと。

- (a) OMS からの RH Structured Language (ITER 機構指定のオペレーション言語) の受信
- (b) ビークルマニピュレータの軌道生成
- (c) 軸指令生成
- (d) 座標計算
- (e) VR シミュレータへの軸指令値の送信

(3) VR モニター

VR モニターは、VR シミュレータから受信した以下の情報を表示すること。

(a) 動画ファイル表示 (1 件)

VR シミュレータが上位制御システムに転送した動画を再生表示すること。動画ファイルのフォーマットは、契約締結後、量研が指定する。動画ファイル表示は個別のウィンドウとすること。

(b) 軸速度のトレンドグラフ表示 (1 件)

本機能は ITER 機構指定の CS-Studio を使用すること。表示対象とする軸、トレンドグラフの縦軸・横軸の単位及び範囲については、契約締結後、量研が指定する。

- (c) 衝突検知表示 (1 件)

2.1.2 試作構成部品の動作試験

量研が指定したブランケット遠隔保守タスクのシナリオを用いて、試作した上位制御システム構成部品の動作を試験すること。

(1) ハードウェア構成

VR シミュレータとの接続としてイーサネットを用いること。

(2) ブランケット遠隔保守タスクのシナリオ

本試験においては、以下 2 件の遮蔽ブロック把持タスクのシナリオを想定し、2.1.1 項に示した上位制御システム構成部品の各機能の実現を確認すること。

シナリオの詳細は、契約締結後に量研から受注者に提供する。

▶ 正常シナリオ：

ビークルマニピュレータが軌道上を走行したのち、各関節を動作させ、遮蔽ブロックを把持する。

▶ 異常シナリオ：

ビークルマニピュレータが軌道上を走行したのち、各関節を動作させる際に炉内構造物に衝突する。

2.2 VR シミュレータの仕様

本試作においては、量研から提供する VR シミュレータに接続し、上位制御システム構成部品の機能仕様開発及び動作試験を実施すること。

以下に VR シミュレータの仕様を示す。

(1) VR シミュレータの構成

VR シミュレータは、ITER 機構指定の VR4Robots を中心として構成されている。

この VR4Robots には、ビークルマニピュレータ及び炉内構造物の VR モデルが構築されている。さらに、API を備えており、VR モデルの動作指令の受信や VR モデルから取得した各種データの送信など VR シミュレータ外部との通信を行うことができる。

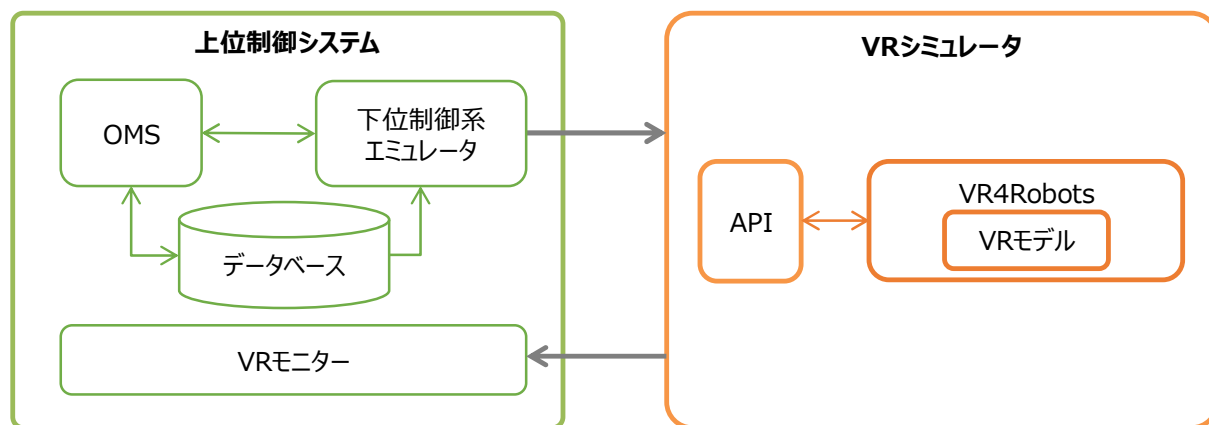


図 1 : VR シミュレータとの構成図

(2) VR モデルの概要

VR4Robots には、ビークルマニピュレータ（遮蔽ブロック向けグリッパー1 件を含む）及び炉内構造物（ビークル軌道・軌道支持装置・ブラケットウォール）の VR モデルが構築されている。

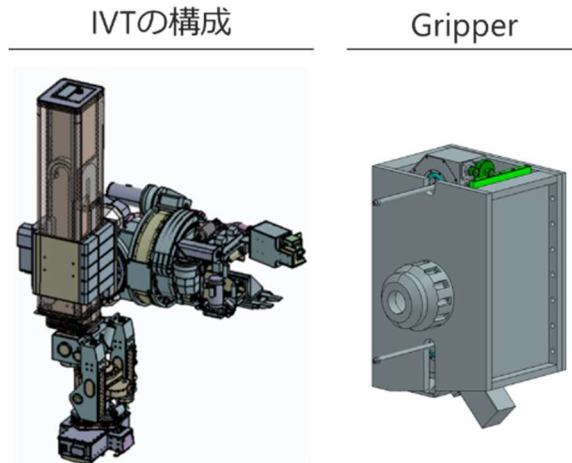


図 2: ビークルマニピュレータ概要図

(3) VR シミュレータの API

VR シミュレータには、上位制御システムとの通信のため以下の API を備えている。

API の詳細については、契約締結後、量研から受注者に提示する。なお、通信プロトコルには、Control Interface Protocol（ITER 機構が指定する制御系システム内の通信プロトコル）を用いることとする。

- ▶ VR シミュレータへのインターフェース
 - ・ VR モデル動作指令（軸指令値に基づく指令）
 - ・ VR モデルロード指令
 - ・ VR モデルのグリッパー及び遮蔽ブロックに対するブロック把持の指令
 - ・ VR 動画の撮影開始・終了の指令
- ▶ VR シミュレータからのインターフェース
 - ・ VR4Robots から取得した各軸の位置及び速度並びにトルク値の送信
 - ・ 撮影した VR 動画の上位制御システムへの転送
 - ・ 衝突検知情報の送信

以 上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等を行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けられないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

- イ 子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
 - 3 乙は、第 1 項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第 3 条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 乙は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条第 1 項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）、実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）及び意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。
 - 3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 5 条第 4 項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から 60 日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

- 第 4 条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第 2 条から第 6 条まで及び第 12 条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第 2 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
 - 3 乙は、第 1 項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第 1 項の移転を行ったときは、移転を行った日から 60 日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙が第 1 項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産

権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社を変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った

者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第 15 条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第 16 条 第 2 条及び第 7 条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上